

# 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要

## (1) 改正の趣旨

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

## (2) 改正の内容

- ア 管理者の兼務範囲の明確化（第26第1項、第54条関係）
- イ 協力医療機関との連携（第34条第1項、第2項、第5項関係）
- ウ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携（第34条第3項、第4項関係）
- エ 「書面掲示」規制の見直し（ウェブサイト掲載の義務付け）（第35条第3項関係）
- オ 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け（第40条の3関係）
- カ ユニットケアの質の向上のための体制の確保（管理者の研修受講）（第52条第5項関係）

## (3) 施行期日

ア 令和6年4月1日

イ 経過措置

- (ア) 「書面掲示」規制の見直しについては令和7年3月31日までは努力義務とする。
- (イ) 次の改正規定については、令和9年3月31日までは努力義務とする。
  - a 協力医療機関との連携
  - b 利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置